

県土整備局建築工事積算要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1編 総則 (省略)</p> <p>第2編 共通費 (省略)</p> <p>第3編 単価及び価格</p> <p>1 物価資料の掲載価格の取り扱いについて (省略)</p> <p>2 設計変更時の取り扱い (省略)</p> <p>3 歩掛りについて (省略)</p> <p>4 「専門工事業者等の諸経費」および「その他」の率について 公共建築工事においては、歩掛りの「専門工事業者等の諸経費」の率は、中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。 公共住宅建設工事においては、歩掛りの「その他」の率は、中間値+1%を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p> <p>第4編 特別事項 (省略)</p> <p>附 則 . . . この要領は、令和8年4月1日から適用する。 この要領は、令和8年7月1日から適用する。</p>	<p>第1編 総則 (省略)</p> <p>第2編 共通費 (省略)</p> <p>第3編 単価及び価格</p> <p>1 物価資料の掲載価格の取り扱いについて (省略)</p> <p>2 設計変更時の取り扱い (省略)</p> <p>3 歩掛りについて (省略)</p> <p>4 「その他」の率について 歩掛りの「その他」の率は、中間値+1%を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p> <p>第4編 特別事項 (省略)</p> <p>附 則 . . . この要領は、令和8年4月1日から適用する。</p>